

5. 配慮すべき事項

今後の業務運営に当たっては、特に、以下の事項に配慮します。

(1) 政策・制度改善への取組と現地機能の強化

開発途上国の開発ニーズは、各国の経済発展段階・社会経済体制や歴史・宗教・文化的背景や自然環境等により異なります。相手国が開発成果を向上させるためには相手国のオーナーシップがなによりも重要であるため、開発途上国との交流を通じ蓄積されてきた知見に基づいて、こうした各国の多様性を踏まえた分析(国別調査等)を十分に行います。また、相手国の貧困削減戦略(PRS)に沿った相手国の開発計画や、それをサポートする国別援助計画に明確に位置付けられた事業を実施し、支援における国別の視点を強化します。

開発成果の向上のためには、開発事業の効果が持続的に発現することが必要であり、政策・制度の果たす役割が重要なものとなります。円借款業務を効果的・効率的なものとし、持続可能な開発を実現するため、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めた政策・制度の改善のための努力を支援します。かかる政策・制度改善への取り組みに当たっては、国毎の開発政策や経済社会状況をきめ細かく把握し、各国の開発ニーズや我が国の他の援助スキームとの連携を含め援助需要を適切に把握することが必要となります。このため、国別・セクター別分析の充実と政策対話の強化、及び相手国の政策・制度立案能力の育成、プロジェクト支援やプログラム支援によるセクター面等における政策・制度ガバナンスの改善、有償資金協力促進調査(SAF)や開発政策・事業支援調査(SADEP)等による知的協力・技術支援の実施、調達監理や債権管理等を通じた相手国の事業実施運営能力(調達監理能力、債務管理能力等)の育成等に取り組めます。また、現地 ODA タスクフォースへの積極的な参加、現地関係者や国際機関等の他ドナーとの幅広い対話等による現地機能の強化とともに、東京と現地との連携強化に努めます。

(2) 評価の充実(開発成果重視)

円借款業務の効果的かつ効率的な実施を図るとともに、国民に対する十分な説明責任を果たすため、国際的基準に基づき、定量的な指標を活用した事前から事後までの一貫した評価を実施していきます。すなわち、事後評価については、全事業について、外部評価者による段階評価を含む評価結果と、開発途上国の有識者からの第三者意見の公表を続けます。今後、評価体制をより充実させるべく、事業計画の妥当性、有効性に着目して検証を行う「中間レビュー」、円借款事業の有効性、インパクト、持続性等について検証を行う「事後モニタリング」の試行的な導入を進めます。こうした評価結果から得られる経験・教訓を、開発途上国を含め幅広く共有することで開発事業の改善を図っていきます。

また、大学等との連携による外部の知見活用や、成果の測定・分析に関する新たな評価手法の導入等、評価の質の向上に取り組めます。さらに、開発途上国との合同評価等を通じて、開発途上国のオーナーシップ強化と評価能力向上を

図り、長期的には開発途上国自身による評価を目指します。

(3)環境社会配慮・男女共同参画

開発途上国が持続可能な経済・社会の発展を実現するためには、環境配慮・社会配慮を図ることが必要です。このような観点から、国際協力銀行では「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を策定しており、これに基づき、全ての新規案件について社会面を含む環境審査を行い、その結果を公表しております。引き続き、円借款の実施に当たっては、環境や社会面での十分な配慮が確保されるよう、同ガイドラインに基づく手続きをとるとともに、開発途上国政府や事業実施機関に適切な環境社会配慮や利害関係者との対話等を促します。また、貧困層、少数民族等の社会的弱者への配慮の一層の充実に努めます。

特に、開発途上国の女性は、貧困層に多く含まれること、就業機会や教育・保健医療サービス等へのアクセスが制限されやすい立場にあること等を踏まえ、男女共同参画の視点を重視し、男女がともに開発へ積極的に参加し、開発による受益を確保できるよう十分配慮するとともに、女性の地位向上に資する取組も行います。

(4)債務状況への取組

重債務貧困国(HIPCs)問題といった債務問題の顕在化等により、相手国における債務持続可能性が問われることが多くなっています。その場合、債務自体が問題なのではなく、債務として受け入れた資金自体が生産的に有効に利用され、将来的な成長によって債務返済が可能となるかどうか重要です。特に HIPCs イニシアティブから卒業した国に対する円借款の供与に当たっては、モラルハザードの観点のみならず、債務資金の有効利用の観点からも十分に検討する必要があります。

このため、円借款の供与に当たっては、マクロ経済調査等の充実により、経済の発展状況や財政状況等に加え、当該国の債務負担能力を含めた債務持続可能性に十分配慮します。また、開発途上国政府のキャパシティ・デベロップメントの一環として、将来的な国際金融市場への参加も念頭に、セミナー・研修や有償資金協力促進調査(SAF)を実施する等、債務管理能力向上のための支援も継続します。

(5)開発パートナーシップ

開発パートナーシップは、国内外の経験・知見の動員により円借款の有効性を高めるだけでなく、外部リソースの活用により円借款の効率性を高めるものとなります。このため、国内の民間部門や、NGO、大学、地方自治体等の関係者が円借款業務に参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する必要があります。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る必要があります。このため、これら関係者との開発パ

ートナーシップを深化させるべく、次の点に配慮します。

相手国関係者とのパートナーシップ：開発を担うのは相手国であり、相手国のオーナーシップの下に、開発パートナーシップを深めます。相手国政府関係者との幅広い対話に加え、相手国の経済活動の環境整備(外国企業にとっては投資環境整備にもつながるもの)を的確に支援するために、相手国の民間部門・企業との協調に努めます。さらに、相手国の地域社会の状況及び地域住民のニーズを的確に把握し、これにきめ細かく対応するため、地域住民・NGO・大学といった相手国の市民社会との協調に努めます。

本邦関係者とのパートナーシップ(我が国の経験と知見の活用)：我が国は、急速に欧米諸国の経済水準に達した経験を有するとともに、経済成長の過程では公害問題を克服し、地域の環境教育の推進といった経験を有しており、経済政策・産業政策・環境政策といった政策・制度面、環境技術・防災技術といった技術面、環境教育面等での豊富な経験・知見を蓄積してきました。また、併せて最先端の技術を含む高度な優れた技術を保有しています。こうした経験・知見を活用した支援を行うべく、次の点に配慮します。

- 1) **JICA との連携**：我が国の経験・知見を活用するためには、技術協力等を通じてこれらを体系的に蓄積している JICA との連携(例えば、連携専門家や連携 F/S 等)を一層強化する必要があります。また、無償資金協力ともあわせて有機的連携の促進が必須であり、現地 ODA タスクフォース等を活用しつつ、具体的な連携モデル案件の形成に努めます。
- 2) **民間部門との連携**：我が国の民間部門(コンサルタントを含めた本邦企業等)には、欧米諸国へのキャッチアップの過程を通じ、開発途上国にとっても活用しやすい有益な経験・知見が豊富に蓄積されていることに加え、最先端の技術を含む高度な優れた技術も保有しています。このため、本邦技術活用条件(STEP) 制度や有償資金協力促進調査(SAF)の活用等を通じて、我が国の民間部門の経験・知見を積極的に活用します。さらに、JETRO や経済団体との意見交換等を通じ、投資や貿易に関する経験・知見を活用するとともに、官民パートナーシップ(PPP)に留意します。
- 3) **NGO・大学・地方自治体との連携**：我が国の NGO・NPO には開発途上国の地域住民に密着した支援の経験・知見が蓄積されつつあります。また、我が国の地方自治体には、公害問題への対応や環境教育、上下水道等の整備・運営等の経験・知見が蓄積されており、我が国の大学等の研究機関には、開発分野全般にわたる理論面・実証面に関する経験・知見が蓄積されつつあります。このため、有償資金協力促進調査(SAF)等を通じて、これら NGO・大学・地方自治体の経験・知見を積極的に活用します。

国際社会でのパートナーシップ：開発課題が多様化し、また援助協調・調和化が進展する中で、世界銀行、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行といった国際金融機関、UNDP、UNESCO といった国連機関や、開発援助委員会(DAC)等を擁する OECD、そしてアメリカ、ドイツ、フランス、イギリスといった外国の二国間援助機関との

パートナーシップを一層推進する必要があります。このため、こうしたパートナーシップの下で知的連携を進め、本行が開発分野で蓄積した経験・知見を国際社会に対して発信することに努めます。

(6)国民の理解・広報の強化

円借款業務への国民の理解を得るためには、円借款業務の実施や評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要となります。このため、マスメディアを通じた情報提供、国際協力に関するシンポジウム等各種広報企画の実施等による国内広報を通じて、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が円借款業務に接する機会を作ります。

同時に、円借款の意義や効果について、借入国の国民からも理解を得ることが重要であり、また相手国政府と相手国国民との間の信頼を強化することは開発成果の円滑な発現に必須であるため、借入国政府及び実施機関等の協力を得つつ、現地広報の強化も積極的に行います。また、調査研究成果等を含め、国際社会に対する情報発信の強化にも努めます。

また、国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民参加型援助促進セミナーや提案型調査等を通じて、国民からの意見に耳を傾け、円借款業務に関する提案を得るよう努めます。さらに、開発教育・インターンシップは、円借款業務を含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要であるため、小・中・高等学校や大学と連携しつつ開発教育・インターンシップへの取組に努めます。

(7)適正な業務運営

円借款業務においては、以下の措置等を通じて、適正な業務運営を図ります。

- 1)海外経済協力業務実施方針の評価・モニタリング等：本海外経済協力業務実施方針に基づき業務を着実に実施するため、本実施方針における分野・地域についての取組をさらに掘り下げるよう努めるとともに、業務実績の評価・モニタリングの結果を業務に反映させていきます。
- 2)適正な調達等：質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努めます。法令、規程及びガイドラインを遵守し、不正行為等に対しては断固たる措置をとることを含め、実施の適正を確保します。
- 3)適正な案件監理：開発成果が向上するためには、既往案件が適切に効果を発現することが必要であり、またミレニアム開発目標(MDGs)への貢献を強化するためには、既往案件の効果が速やかに発現することが必要となります。このため、相手国との案件監理を巡る対話を充実させ、的確な情報収集を図り、現地機能を強化するとともに、東京と現地との連携強化に努めます。また、調査業務等を活用しつつ案件監理の充実にも努めます。
- 4)援助関係者の安全確保：援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA 実施の前提条件であり、我が国政府と十分な連携を図り、安全関連情報を十分に

把握し、適切な対応に努めます。

(8)財務リスク等への配慮

従来から、信用リスクへの対応として借入国に関する信用力等の評価を行い、金利リスクへの対応として将来の資産・負債構造と損益状況を把握するとともに、資金調達にあっては出資金を受け入れております。今後とも、国民負担の増加を抑制する観点から、これらのリスク管理とともに、資金調達コストの変化に応じて機動的に金利改訂を行うこと等を通じ、適切な損益水準の確保に努めます。

また、特殊法人等整理合理化計画に沿って引き続き適切に取り組みます。